


# 報道機関各位

令和5年(2023年)7月20日(木) 15時00分 配付

<p>項目</p>	<p>感染症発生動向におけるヘルパンギーナの患者報告の増加に伴う警報の発令について</p>
<p>配付資料</p>	<p>ヘルパンギーナの流行について(警報)</p>
<p>内容及び報道に当たってのお願い</p>	<p>令和5年第28週(令和5年7月10日~7月16日)において、網走保健所管内の定点医療機関あたりのヘルパンギーナ患者報告数(速報値)が、警報基準である6人以上となりましたので、まん延を防止するために警報を発令したのでお知らせします。</p> <p>なお、管内市町、教育委員会、医師会、幼稚園等へ感染予防を徹底するために周知します。</p> <p>※警報レベル: 定点医療機関あたりヘルパンギーナ患者報告数が1週間で6人以上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">＜ヘルパンギーナ予防のポイント＞</p> <p>ヘルパンギーナにかからないよう予防に取り組みましょう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 口腔内の水疱と発熱を主症状とする夏風邪の一種です。 感染経路は、飛沫感染や手指を介する便~口の接触感染が知られています。</li> <li>2 治癒後も3~4週間は原因ウイルスが便中に排出され、感染しても発症しない例(不顕性感染)も多いため、特に集団生活では手洗いを励行するとともに、タオルなどの共用は避けましょう</li> </ol> </div>
<p>担当</p>	<p>北海道網走保健所(北海道オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室) 健康推進課長 玉井 綾子 電話 (0152)-41-0694 FAX (0152)-44-4879</p> <p>※この発表についてのお問合せは、 17:30までに上記へお願いします。</p> <div style="text-align: right;">  </div>

# ヘルパンギーナの流行について（警報）

令和5年(2023年)7月20日(木) 15時00分

北海道網走保健所

(北海道オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室)

道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和5年第28週（令和5年7月10日～7月16日）において、網走保健所管内の定点あたりのヘルパンギーナ患者報告数（速報値）は、警報基準である6人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、網走保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

## 記

### 1 ヘルパンギーナの感染予防

感染経路は飛沫感染や手指を介する便～口の接触感染が知られています。

治癒後も3～4週間は原因ウイルスが便中に排出され、感染しても発症しない例（不顕性感染）も多いため、特に集団生活では手洗いを励行するとともに、タオルなどの共用は避けましょう。

### 2 ヘルパンギーナとは

ヘルパンギーナは、急性のウイルス性咽頭炎で乳幼児を中心に夏季に流行する夏風邪の代表的疾患です。

特に4歳以下の小児に多く、主に飛沫感染・経口感染（糞口感染）し、2～4日の潜伏期を経て突然の発熱とともにのどの奥に痛みを伴う水疱・潰瘍をきたします。

重症化することは少なく、2～4日で症状は落ち着きますが、熱性けいれんやのどの痛みによる食欲不振・脱水症を起こすことがあります。

また、まれに無菌性髄膜炎やウイルス性心筋炎などを合併することもあるので、頭痛・嘔吐や様子がおかしいといった症状がある場合は注意が必要です。

### 3 その他

#### (1) 最近5週における定点医療機関からのヘルパンギーナ患者報告状況

(表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人)

	第24週 (6/12～6/18)	第25週 (6/19～6/25)	第26週 (6/26～7/2)	第27週 (7/3～7/9)	第28週 (7/10～7/16)
網走保健所	0.00	0.33	1.33	3.67	7.33 ※
全道	2.05	3.26	6.01	10.72	-
全国	4.53	5.79	6.47	7.32	-

※患者報告数は速報値。

全道のヘルパンギーナ流行状況は北海道感染症情報センターのホームページで御覧になれます。

<https://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>

#### (2) ヘルパンギーナ警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診したヘルパンギーナ患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<ヘルパンギーナの警報レベル>

	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数(人)	6	2